

五月五日～十四日
育児休業制度

育児休業制度とは、乳幼児を持つ女子労働者が希望した場合に、職場での地位を失うことなく、一定期間休業し、育児に専念できるようにする

制度です。

労働省では、一定の要件を持った育児休業制度を設けた事業主に、育児休業奨励金

再雇用促進給付金を支給しています。くわしいことは、新潟婦人会館で行なわれます。

少年室(〒951 新潟市川原町)集合行先: 村松公園

市民サイクリング

十円)を支給しています。また、女子再雇用制度(育児などの理由で会社を退職した女子を再雇用する制度)を設けた事業主にも、再雇用者があったときに、女子

再雇用促進給付金を支給しています。くわしいことは、新潟婦人会館で行なわれます。

岸町一丁目六番地(025-251-2661-0047)へお問い合わせください。

市役所

柔道教室

練習日: 毎週火曜、木曜、土曜日の午後七時～八時三十

分

会場: 市民武道館

料、その他)

対象: 一般市民(小学校四年生以下は保護者同伴)年生以下は保護者同伴)参加料を添えて市内の各自転車店へ

※雨天の場合は、安全講習会、とん汁大会です。

申込み: 東道協会事務局の浅見さん(名古屋市内)22-1-3

または直接会場へ

9時～3時

会費: 年間二千円(保険料を含む)

参加資格: 市内の小学生以上の方

上の男女

練習日: 每週火曜、木曜、土曜日の午後七時～八時三十

分

正午～バレーボール、バドミントン、卓球、体操

五月のスポーツ教室

五月のスポーツ教室